

# 令和8年度 益城町監査計画

令和8年（2026年）4月1日

監査委員協議決定

益城町監査委員監査規程（昭和47年 監査委員告示第2号）第3条及び益城町監査基準（令和2年 監査委員告示第2号）第7条の規定に基づき、令和8年度監査計画を次のとおり定める。

## 1 監査の基本方針

益城町監査委員は、地方自治法に基づき設置された独立の執行機関として、町民の負託を受けて公正不偏の立場から監査等を行い、公正で合理的かつ効率的な行財政運営の確保を責務としている。この責務を果たすため、益城町監査基準及び以下の基本方針に基づいて実効性のある監査等を実施する。

- (1) 町の事務事業について、合規性・正確性の観点はもとより、「当該事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか」、「所期の目的を効果的に達成しているか」という経済性、効率性かつ有効性の観点にも着目して監査等を実施する。
- (2) 監査等の実効性を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず事務事業の改善、適正化に資するよう改善措置のフォローアップを強化し、指導に重点を置いた監査等を実施する。監査等の対象に係るリスクを識別し、想定されるリスクに対応した効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- (3) 監査結果は全町に周知し、自主的な改善を促すとともに、行財政運営の適法性・妥当性に関して、町民への説明責任を果たすため、ホームページの効果的な活用などにより、情報を発信する。

(4) 決算審査における定期監査や例月現金出納検査との連携、定期監査における行政監査との連携など、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、より効率的に監査等を実施する。

## 2 年間計画

令和8年度に実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとし、実施予定時期については、令和8年度監査等年間計画によるものとする。

## 3 監査等の種類及び対象

監査等の種類及び対象については、次のとおりとする。

### (1) 定期監査 (地方自治法第199条第4項)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、次のとおり監査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
1～2月の10日間	全課

※ 工事を実施している課等については、工事監査も実施する。

### (2) 随時監査 (地方自治法第199条第5項)

監査委員の協議において必要があると認めるとき、定期監査に準じた内容で、特定した事項に限定して次のとおり監査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
10月～11月の2日間	全課から2～3箇所

**(3) 行政監査** (地方自治法第199条第2項)

事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしその組織及び運営の合理化に努めているかについて、定期監査と併せて監査を実施する。

**(4) 財政援助団体等監査** (地方自治法第199条第7項)

監査委員の協議において必要があると認めたとき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施する。

**(5) 決算審査** (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

令和7年度決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、次のとおり審査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
7～8月の10日間	全課

**(6) 例月出納検査** (地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかについて、当該検査月分を対象として、翌月15日から30日までの間に検査を実施する。

(ただし、やむを得ない事情により日程を変更する場合がある。)

(7) **基金運用状況審査** (地方自治法第241条第5項)

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(8) **健全化判断比率等審査** (財政健全化法第3条第1項、第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

#### 4 その他

この実施計画に変更等の必要が生じたときは、監査委員が協議のうえ決定する。